

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第10回）

議事録

【開催要領】

開催日時：令和5年3月29日（水）10：00～12：00

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、大脇構成員、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、
建部構成員

事務局：吉川自治行政局長、田中行政課長、中西行政企画官、渡邊理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 経済団体からの意見聴取
3. 意見交換
4. 閉会

【資料】

資料1	一般社団法人新経済連盟	提出資料
資料2	全国中小企業団体中央会	提出資料
資料3	一般社団法人日本経済団体連合会	提出資料
資料4	日本商工会議所	提出資料
追加資料	全国商工会連合会	提出資料

【議事録】

○高橋座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第10回の新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、地方公共団体の調達関連手続・様式等の実態や標準化・電子化に係る御意見

を伺うために、新経済連盟、伊藤様、全国商工会連合会、小暮様、全国中小企業団体中央会、菱沼様、日本経済団体連合会、中嶋様、後藤様、日本商工会議所、五十嵐様、亀井工業株式会社、三藤様をお招きしております。

まず、新経済連盟様から10分程度で御発表いただきまして、その後、5分程度、質疑応答を行うことといたします。

続きまして、全国商工会連合会様、全国中小企業団体中央会様、日本経済団体連合会様、日本商工会議所様の順番で、同様に発表及び質疑応答を団体別に行うことといたしたいと思います。その後、残りの時間で意見交換を行うことにいたします。

それでは、最初に、新経済連盟、伊藤様から発表を10分程度でお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○一般社団法人新経済連盟 伊藤副部長 新経済連盟の伊藤でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。今日は、基本的に新経済連盟としてはどういうことを考えているかというところをまずお話した上で、課題の解決に向けた提案という形で、若干お話をさせていただこうと思います。

そもそも新経済連盟が考えている世界観といいますか、経済のあるべき姿というところですが、日本のジリ貧の状況を変えていくには、日本に、人や、知、そして、資金がどんどん入ってくる社会をつくらなければいけないだろうというのが大前提で、それを実現するにはどうすべきかということをお新経済連盟としては日々考え、情報発信しているところでございます。

それに向けてやれることは3つまずあるだろうというところで、ここにあります①民でできることは民に、②税金の引下げ、③「新結合」の推進・活用を挙げております。本件に関係するのは③の「新結合」の推進・活用であり、デジタル化を進めていく上で本質なところは何かといいますと、取引コストをいかにデジタル技術を使って下げていくかということ、また、取引の障壁が非常に低くなってきましたので、人や物、資金の流通がこれまでの障壁を超えて移動していく、その上で、取引のコストの削減をどういうふうに進産性の向上ですとか、価値のさらなる付加につなげていくかということ。そういう点で、この3つの物事を見ていくべきだろうということをお新経済連盟としては考えております。

まさに、調達事務は取引コストを知る上での一つの具体的な事例ですので、その見直しは国のみならず、地方公共団体においても行うべきであろうと考えている次第でございます。

います。そういう観点から、調達事務の見直しを進めていくべきという趣旨でございます。

その上で、公共調達に関する考え方についてスライドを用意させていただきました。この研究会は構成員の皆様が主体であり、行政主体の会議体ではないと伺っておりますが、ここでは一応行政側の見方でお話をさせていただきますと、様々な事務をできるだけ簡潔にさせていくことが必要であろうと。その上で、調達の業務にDX化を図っていき、その中で標準化を目指していく。そういうふうにしていくべきだろうというところでございます。

調達においても、事前、運用期間、事後の3段階それぞれに課題があるのではないかとすることが私たちの主張でございます。細かいところを読むと時間を要しますので、このスライドを御覧いただければと思いますが、各段階で図っていくべきポイント、改善していくべきポイントがこのようにあるというところでございます。

それでは本題に入らせていただきます。

私ども、五百数十社の会員企業がございまして、全体ではありませんけれども、そのうち、協力していただける企業にアンケートを送らせていただきまして、ここで実際どういう障害が生じているかというところを情報として集めさせていただきました。

結構たくさん集まりましたので、ここでは代表的なものに集約した形で御紹介させていただきます。大きく言うと3つのジャンルに分かれるかなと考えてございます。

1つは、そもそも入札参加資格の申請において、その申請の仕方が各地方公共団体ごとにばらばらである。様式、書類の種類がばらばらであったり、そもそも入札に参加する資格を取る上でのプロセスも様々でございますので、様子を見ながら作成しようとしているうちに、あっと言う間に入札ができない状況になってしまった、そういった事例も発生していたりするところです。

それから、地方公共団体ごとに取りに関する条件が様々加味されることによって、結局、参入障壁が上がってしまっている事例も見られる、こういった意見も寄せられました。

次に、申請方法・電子システムというところでございますけれども、そもそもいまだにアナログな手続によっている地方公共団体が多いというところで、デジタルに適合している地方公共団体であっても、CD-ROMを持ってきてくださいですか、結局は

手続としてはアナログによってしまっているところがあったりですとか、そういう地方公共団体がございます。

あるいは、仮にシステムが整備されていたとしても、システムができればいいという発想に基づいているところは、なかなか使い勝手がよくないシステムを設けているということでございまして、そういったところも発注する側としてはハードルになっている、という意見もございました。

その他、そもそも電子契約ができないですとか、押印、郵送等が必要であったりですといった事例もありますし、調達のやり方が地方公共団体によって違うので、いろいろな地方公共団体に申請しようと思うとその都度手続きしなければいけなかったり、そういった問題が生じているということでした。

それらを集約いたしますと、課題としては、ここに記しましたようなポイントに行き着くのではないかと考えてございます。

調達事務が自治事務であるところの是非というのは、地域の実情に応じてある程度合理的なところであれば、独自性を発揮されることは許容されるというところ、これは私も理解しているところでございますけれども、他方、独自性と言いながら、実際にそこまで独自性を発揮すべきかどうかというところに大分疑問が残るところがあるだろうと。申請方法ですとか、契約の手続ですとか、そういったところに果たして独自性と言えるものがあるのかという、そういう疑問が生じているわけでございます。

標準化を進める上で、総務省さんの努力の跡も見られるわけでございまして、令和3年10月に標準項目が総務省の通知によって示されてございますけれども、なかなかこれが進んでいないというのも現状であろうというところでございます。

そうした結果、不要なコストが積み重なってしまっているのではないかと、国全体で見れば不経済が生じる要因になっているのではないかとこのところではございます。また、これは繰り返しになりますが、独自性とおっしゃいますが、どういうところが実際に独自性を発揮すべきところなのかというところがなかなか見えてこない、そういったところに課題があるのではないかと考えているところでございます。

こうした事情ですとか課題に対しまして、新経済連盟として考える解決策の御提案でございまして、大きく整理をすれば2点になるだろうと。まず1つは、調達関連手続をもっと標準化していくべきであるということでございます。もう1つは、標準化に当たりまして、統一的な共通システムを導入しまして、そうしたところをベースにD

Xも併せて推進していくべきだろうと、その2点でございます。

そちらに書いてございますけれども、先ほどお話申し上げました総務省の通知ではなかなか徹底が図られないところがあると。であれば、条例の中で「従うべき基準型」ですとか「標準型」ですとか、そういったものがちゃんと担保されるような仕組みを法的に担保していくべきであろうというところがまず1点あるかと思えます。

これも先ほど申し上げたところの繰り返しになりますけれども、地方公共団体としては、仮に上乘せについての必要性・合理性などがあるのであれば、それはどういうスタンダードにのっとって行われるべき、決定されるべきものかもきちんと考えていくべきところ、デジタル化の推進によって、そういったところがまた明らかになっていくだろうと考えているところでございます。

どういシステムを導入していくべきかというところで、2点、参考事例として御案内申し上げますと、これは法定受託事務でございますが、厚労省が整備してございます食品衛生申請等システムのようなものもありますので、こういうシステムを参考に、利便性向上に資するものを整備していくべきだろうというところがまず1点でございます。

それから、これは国の調達に関するところで、皆さん既に御案内のところかと思えますけれども、政府においては、調達ポータルというものを用意いたしまして、一気通貫で手続できるという仕組みを構築してございますので、そういったものを地方公共団体における調達においても導入していただければと考えている次第でございます。

そういったものを導入することによって、地方公共団体、あるいはそこでサービスを受けられる住民・企業の皆様にどういうメリットが享受されるかというところでございますけれども、そもそも共通システムを導入し、標準化することによりまして、各自治体それぞれに生じるランニングコストを削減することができるというところがまず1点目。それから、標準化をすることによりまして、ガバナンスについても統一的な仕組みが出来上がっていく。つまり、ガバナンスを統一的に行っていく、そういうシステムが確立されるだろうというところが2点目でございます。

また、地方公共団体ごとにシステムを整備していこう、あるいは仕組みを整えていこうということになりますと、どうしてもデジタル人材というものを一定程度確保しなければいけないわけでございますけれども、共通システムを導入することにより、なかなか獲得競争の激しいデジタル人材の確保というところのコストを下げることで

何を言いたいかと申しますと、デジタル人材を一生懸命探すという手間が省かれる、あるいは中でデジタル人材を育成するコストが省けますので、人材をうまく活用していく、既存の人材を活用するですとか、新しく導入する人材についても、必ずしもデジタル人材ではなく、いろいろな人材を採用できる、そういった人材の多様性というものを図ることができると考えている次第でございます。

また、調達コストが下がるですとか、また戻りますけれども、環境整備をしていくことによりまして、発注側の地方公共団体におきまして、受注側の企業におきまして、経済的なメリットが生じることにより、それが還元されていけば、当然のことながら経済が好循環していくという一つの鍵になるだろうということを考えてございます。

そして、冒頭に様々な参入障壁が低くなっていくのがデジタル化推進のメリットというのを申し上げましたけれども、そういう課題が克服されることによって、多種多様な企業が応札をしやすくなる。そこで一定程度、サービスの質が高まるですとか、そういった競争が起きますと、最終的に住民ですとかの満足度も向上できるであろうというところを考えている次第でございます。

その意味で、留意事項等々というところでございますけれども、標準化・DXを図っていくに当たりましては、きちんと進捗管理していくべきであろうと。進捗管理はよく私たちもそういったものを使いますし、私たちも以前から挑戦しているところでございますけれども、ちゃんとKPIを設定いたしまして、KPIを基に進捗管理を図っていく。また、目標をつくってそれに向かっていけばいいという単純な話ではないと考えてございまして、KPIを作成するに当たりまして立てた仮説をちゃんと検証し、必要に応じて修正していくというPDCAサイクルを回して柔軟に目標に向かって業務を進めていく。調達事務をきちんと改善していくという、そういうことを図っていくべきであろうというところをまず申し上げたいと思います。

DXの観点で申し上げますと、GビズIDですとかもございまして、あるいは入札に当たってはこれをシステム化し、APIを開放してほかのシステムとの連携を図るなど、様々な改善するというか、様々な変えられるようなシステムもあろうかと思っておりますので、そういったところに導入を図っていくべきだろうということも考えてございます。

次に、2点目でございますけれども、業種ごとの既存の契約。これは国もしかりですけれども、初期にまず公募があり、その後、仕様の詰めを行う作業を経て、最終的な契約に至るわけでございますけれども、発注する側も受注する側も、そこで示された仕様

にどうしても最終的に固定されてしまう、それに縛られてしまうところがあると考えるわけでございますけれども、臨機応変な対応こそが今後、多様に変化していく社会の中では必要な感覚であろうと。仕様も、本当にその仕様は正しいかどうかというところ、それは最終的に見えないところもあるかと思えます。そういう場合には、またPDCAサイクルに基づいて仕様そのものの見直しを図っていく、そういう不断の見直しがどうしても必要な時代でございますので、アジャイル型に、そういう変化にも対応できる仕組みを講じていく、要は、やり方のプロセスというものをちゃんと当てはめていって、よりよい成果物をつくっていくということをちゃんと図っていくべきであろうということを考えてございます。

それから、3点目でございますけれども、総合的なパッケージで発注をかけますと、どうしても大手企業ばかりが受注するような環境に陥ってしまいますけれども、なるべく発注の内容を見直すなどしまして、中小企業が入りやすい、特に地元企業が入りやすい余地をちゃんとつくっていくということ。スタートアップ支援というものが声高に叫ばれてございますが、そのスタートアップ支援の一つの大きなツールとしても、調達事務が注目されているわけでございます。

他方、スタートアップはなかなか資金的なところに余裕がないところがございますので、例えば納品したものを、検収を受けて初めて支払いということになりますと、なかなかたないところもございます。そういう例もございますので、できるだけそういう、スタートアップの資金ショートを招かないような対応をしていくですとか、そういった柔軟な考え方も必要であるというところでございます。

以上が調達事務に関する私たちの考える改善できるポイントでございますが、最後にもう1点だけ、これは述べさせていただきます。

このように地方公共団体ごとに手続きがばらばらなものになっているという問題は、何も調達事務に限りません。例えば個人情報保護ルール2000個問題という、これは一昨年に法改正がなされまして解消されたわけでございますけれども、そういった問題もございますし、この資料の次のページにも事例を入れさせていただきましたが、様々そういう問題がいろいろな方面で起こってございます。なので、調達問題についても、これをきっかけに、調達に限らず、地方公共団体の発注や手続きそのものを全国的に標準化あるいはDX化を図っていくところをぜひ考えていただければと思います。

長くなってしまい恐縮でございます。以上が新経済連盟からの説明でございました。
ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。時間の関係もございますが、特に御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。この点はということがあれば、御質問を頂戴したいと思いますが、いかがでしょう。

石川先生、どうぞ。

○石川構成員 ありがとうございます。企業から寄せられた意見等の補足資料もあって、非常に勉強になりました。そこで、12ページと13ページに、食品衛生申請等システムの概要と、それから、調達ポータル概要ということで、参考事例ということで上げていただいているのですけれども、効率性の観点からのメリットはお話を伺っていてよく分かったのですけれども、自治体の事務というのは、特に契約などは、内部統制の強化の観点ということも求められています。これに関連して、デメリットがあればご教示ください。始まったのが2021年6月からということなので、まだそのデメリットや、事務ミスに関連するようなことは発出していないかもしれないのですけれども。そういった何かしらミスの発生がチェックの観点から何かあればご教示ください。これについて、この場で回答をしていただかなくても結構ですので。また何かデメリットの情報があれば情報共有をしていただけないかということをお話を伺っていて思っておりました。

○一般社団法人新経済連盟 伊藤副部長 承知いたしました。私ども、食品衛生申請等システムのデメリットについては追い切れていないところがございますので、そういった声がありましたら、即座にまた皆様と共有したいと思います。

○高橋座長 恐れ入ります。後でまた議論の時間がございますので、新経済連盟様についてはこのぐらいにさせていただきます。後でまたお願いすることもあると思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

続きまして、全国商工会連合会、小暮様から発表をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○全国商工会連合会 小暮産業政策課長 お世話になります。全国商工会連合会の小暮と申します。特段資料を事前に配布していませんでしたが、資料の共有をさせていただければと思います。私ども全国商工会連合会の組織的な部分と立場を明確にした後に発言させていただければと思っております。

まず、私ども全国商工会連合会、商工会組織ですけれども、こういった組織かといいますと、主に小規模事業者で構成された組織になっておりまして、支援団体という側面と地域貢献をしていくという側面があります。小規模事業者の皆様、御存じのとおり、従業員20名以下ですとか、卸、小売、サービス業だと5名以下という、本当に小さな事業者さんの集まった組織になっております。日本の全体の国土のうちの4分の3ぐらいが商工会が管轄するエリアになっておりまして、事業者さんも全体360万社のうち、大体3分の1ぐらいが商工会エリアにおります。360万社の事業者のうち、いわゆる今申し上げた小規模事業者というのは、そのうちの85%、305万社近くいるという、そういった小規模事業者を支援する団体です。そして、小規模事業者の意見を取りまとめて、今回は御発言させていただきます。

私どもが申し上げたいのは主に3点です。

今まで皆様に御議論いただいている中で、DX化の推進というのは小規模事業者にとっても喫緊の課題でありますので、それに資する政策を進めていくというのは賛成でございます。

2点目としては、ただ、その中でも小規模事業者への配慮というのは一定程度必要ではないかという意見があります。これまでどおり、入札等々に参加できた小規模事業者がDXを推進することによって、ある意味、国で一方向的にシステム化をすることによって、それを使いこなせない事業者ですとか、そこから取り残される事業者があつてはならない、それこそ公平性に欠けるという点で配慮が必要ではないかというのが2点目です。

3点目は、これはよくあることだと思うのですが、総論賛成、各論反対にならないような調整というのをぜひお願いしたいと思っております。国全体のDX化推進には賛成ですが、各地方行政においては、このシステムを導入するのか、うちでは、これまで使っているシステムがあるので賛同できないということが起こり得てしまうと思いますので、よく議論を調整いただければと考えております。

今申し上げた3点について、事前に総務省さんからいただいている質問がありましたので、それに沿って意見を述べさせていただきます。

まず質問1としていただいたのが、調達関連手続が地方公共団体ごとに異なっていること、手続において紙媒体での提出が求められていることによる具体の支障事例というのを問でいただいております。

事業所の方からお話を聞くと、3点ほど意見をいただいております。1点目は複数の地方公共団体に入札参加する事業者というのは、同じ書類を何度も団体に出さなければならぬので、重複の事務が発生しているという声があります。2点目は、提出締切りですとか必着という要件が地方公共団体ごとに異なりますので、事務作業がそれを煩雑化させている。

3点目は、様式自体が異なるので、同じ記載内容でも複数の書類を作成するというところで事務負担が生じているという話がありました。

問2ですけれども、先ほどの具体の支障事例の改善策として考えられるものは何かというのをいただいております。これは私ども団体としての考え方ですけれども、事業者がクラウド上に書類をデータでアップロードして、地方公共団体が必要な書類データをダウンロードする仕組みというのが構築できるとすごくいいのではないかなと。書類自体のオンライン化です。

2つ目が、事業者はオンライン上に標準的な項目ですとか、必要データというのは格納しておいて、地方公共団体が一連の入札に関わる必要なデータを参照ですとか選択してダウンロードできる。先ほどの書類のオンライン化だけではなくて、データを全て書類ではなくて、項目ごとですとか、データ全般のクラウド化というのを実現してもいいのではないかというのが2点目です。

3点目は、地方公共団体の基本的な必要様式ですとか、記載内容を統一した上で、さらに各地の実情に応じた追加処理のデータを徴求する仕組み。これは今もやっていらっしゃるという話は聞いておりますけれども、データ化と一部書類での追加での徴求を併用する形が考えられるのかなと。全ての紙データだけではなくて、一部はオンライン化していくという、一番取り組みやすいのが3点目になります。

問の3つ目でいただいた地方公共団体のメリットは、これはもう地方公共団体の方が一番思っているところだとは思っておりますけれども、人件費の削減ですとか書類保管、紙媒体の書類保管に係るコストですとか、紙媒体による弊害というのが全てなくなればメリットにしかないというような考え方になっております。

4点目、標準化・電子化に当たって留意すべき事項ですとかデメリットとして考えられるものは何かありますかという質問をいただきました。冒頭申し上げました小規模事業者の配慮というところを1番目に書かせていただいております。

地方公共団体により入札等に係る考え方などが現状異なっておりまして、それを全て

統一化することによって、地域に根差す小規模事業者が入札から排除されかねないのではないかと危惧しております。例えば今でもお話を聞くのが地方公共団体によっては、入札に関して加点要素を独自に設けているというのは往々にしてあろうかと思えますので、そういったこともなく、国の方で画一的な要件を整えることによって、地方公共団体がこれまでやってきた加点要件というのができなくなってくる、そのリスクがあるのかなと思ひまして、そういったことがもし起こった場合は、地域に根差した小規模事業者というのが入札から排除されかねないというのが一番に私どもの意見として述べさせていただきます。

2つ目です。例えばですけれども、これは入札に参加する事業者規模を私どもの会員さんにも伺うと、年間で、売上げ規模でいうと、億を超える事業者さんは入札に参加する。土木建築もそうですし、サービス、例えばコピーですとかPCのレンタル、リースというの、ある程度大きな事業所さんが入札に参加している。一方で、例えば10億規模になってきますと複数の自治体に入札参加すると。1億規模の事業者さんは1地方公共団体の入札にしか参加しない事業者さんも往々にしております。そのような事業者さんにとって標準化ですとか電子化のメリットというのはあまり感じることはないのかなという声が聞こえております。ただ、10億円規模になりますと、複数の地方公共団体の入札に参加する事業者にとっては、それは電子化、共通化していただいたほうが使いやすいという声が聞こえております。

3点目です。これは行政の方とも少しお話をしたのですけれども、標準化・電子化を推進するに当たって、小規模な地方公共団体にシステムを運営するですとか導入する追加費用が発生するとなると、これも冒頭で申し上げたとおり、総論賛成、各論反対という議論が出てしまうという懸念があります。

その3点目と関連しますけれども、4点目で、標準化・電子化を既に導入している地方公共団体との調整というのは、かなり丁寧な対応が必要かなと。幾つかの県には入札に関するシステムを既にベンダーと組んで導入しているという話を聞いております。そういった県の実情を踏まえると、新たに国がつくったシステムにAPI連携をするにしても、自治体での追加費用が発生する場合、この話に乗ってこない可能性があると感じております。

5点目ですけれども、そもそも標準化すべき事項について、どのようなものがあるかという議論がまずは必要だろうと考えております。

最後、その他として何か意見があればということで書かせていただきました。とかく、行政の方がつくられるシステム、言葉が悪いかもしれませんが、行政主導でつくったシステムの使い勝手は疑問符がつくところが国民としてあるのかなと思いますので、誰のための標準化・電子化なのか、調達という手法を使って、政策的な意図も含めて入札を活用していく行政のためなのか、それとも、入札に参加する事業者の利便性を高めるためなのか。その使い勝手のよさというのをどちらの視点で捉えるかというのは必要な観点ではないかなということで、1ポツで書いております。

2ポツですけれども、調達手続の統一化というのは、ある程度、中堅企業以上の事業者さんからの要望でありまして、小規模事業者、特に従業員さんが少ないような小規模事業者に裨益するものではないのではないかとという考え方もあるというので述べさせていただきます。

3ポツですけれども、地方公共団体の自治ですとか主体性を生かすためにも、これまで同様の地方公共団体ごとの評価ですとか加点要素を残すことができる、柔軟な運用ができるというのをシステムの中でも残す必要があるかなと考えております。

4ポツ目です。今回は、入札参加資格申請のところが議論に上がっておりますけれども、本来であれば入札参加資格は入り口の入り口ですので、入札等に係る業務の全てに関して標準化・電子化しないと意味がないのかなと思っておりますので、一部分だけの電子化では逆に地方公共団体の業務を煩雑化することになりかねませんので、一連の手続を一气通貫で検討し、議論していく必要があるのではないかなと考えております。

以上、DX化の推進の賛成というのと、一方での小規模事業者の配慮の必要性、そして、総論賛成、各論反対にならないような意見調整が必要であるということで、私どもの意見とさせていただきます。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと存じます。

まず私からお願いですが、今のデータ、非常に貴重な御意見を頂戴したと私は受け止めておりますので、頂戴できますか。

○全国商工会連合会 小暮産業政策課長 はい。かしこまりました。お送りします。

○高橋座長 では、その上で、いかがでしょう。それでは、片桐先生、お願いします。

○片桐構成員 ありがとうございます。大阪大学の片桐でございます。貴重な御意見、た

くさん興味深く拝聴いたしました。特に、ほかの皆様もおっしゃっておられることですが、一気通貫のシステムをつくと同時に、中小の事業者さん、それから、規模が小さいという意味では、町村の行政の方の規模の小ささというのもあるのかなと思って、そこに十分配慮しなくてはいけないというのはそのとおりだなと思いました。

他方で、お伺いしたいのですけれども、そもそもDX化をするということについて、中小の事業者さんは、地方自治体側のメリットのほかに、住民のメリットを考えないといけないのではないかと考えておまして、そのときに、このDX化で一番大きなメリットになるであろうことは、調達情報の公開とオープンデータ化なのだろうと思うのです。海外の事例とかを見ていますと、契約ごとにどの契約方式で、どの事業者が幾らで落札しているのかというのは全部一覧で、例えば日本にいる私からでも、アメリカのある市の情報が全部分かる状態になっているわけですね。さらにそれはエクセルだとか、CSVだとかのデータで取れるようになっていて、それをオープンデータとして活用して、分析にかける試みもなされているわけです。

そうなってくると、中小事業者さんの中には、契約情報を公開してほしくないというお声もあるのかなと考えておまして、この情報公開、あるいは透明性との関係で、中小事業者さんがどういうふうにお考えなのかということをご伺いしたいです。

○全国商工会連合会 小暮産業政策課長 小暮です。難しい質問だなと思いますけれども、事業者によってはすごくセンシティブなところかなと思います。小規模事業者の立場から申しますと、どのような事業者がこの案件を落札したのかというのが見えてしまうことで、ライバルを増やしかねないというのが一つ意見としてあるかなと考えております。

片や、一方で、どこまでの情報を公開するかという基準というのを示していただくと、それに事業者としては従わざるを得なくなってくるのかなというのを個人的に今、ジャストアイデアですが、思いました。

○片桐構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。後でまた御意見を頂戴できる時間もあると思いますので、小暮様、どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、続きまして、全国中小企業団体中央会、菱沼様から御発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○全国中小企業団体中央会 菱沼政策推進部長 全国中央会の政策推進部の菱沼と申しま

す。恐らく初めてお会いする方々と思われましたので、事前にお出しした資料2ページは、中央会の概要、中央会とは何という形でお出ししています。3ページは、全国に2万8,000ぐらい組合があって、そのうち、910組合が官公需適格組合という、官公需を積極的に仕事を取ろうという形でやっている組合がありますので、その御紹介と、3ページは、今、災害とか、BCPとか言われていますけれども、連携事業継続強化計画策定支援ということで、そういったもののマニュアルづくりをしているところでございます。

6ページは、全国中央会で、官公需施策について、商工会議所、全国連、各団体もやっていると思いますけれども、こういった要望活動がございまして、特に官公需の関係での要望事項を掲げさせていただいたところでございます。

9ページは、官公需適格組合の協議会を全国的に持っています、そちらの活動について紹介しています。参考資料ということで御覧いただければというところでございます。

今回は、2団体さんからお話があったかと思えますけれども、こちらへ意見聴取事項ということで5点、話があったかと思えます。口頭で恐縮でございますけれども、全国47都道府県に中小企業団体中央会がございまして、そこから、会員組合がおりますので、こういった調達手続の関係での声を集めてきておりますので、お聞きいただければと思います。

1点目でございますけれども、調達関連手続が地方公共団体ごとに異なっていることと、手続において紙媒体での提出が求められていることによる具体の支障事例ということでございます。先ほど小暮課長からお話があったかと思えますけれども、手続や様式が異なっていたりして、担当者の作業負担が大きい。繁忙期には、残業、休日労働が発生してしまうこともある。今、働き方改革を進めているのだけれども、1部門だけに負担がのしかかっていることが出ているということでございます。

また、参加申請の様式、必要な書類が異なったりして、個別対応が必要ということで事務が煩雑ということでございます。手続の期間、2団体からもお話があったかと思えますけれども、手続期間がばらばらで、場合によっては何度も足を運ぶ必要が出てきたりということです。多分、入札参加資格のことかと思うのですけれども、有効期間に違いがあったりして管理がしにくいということです。あとは、入札参加資格申請について、どの区分に入札希望をしていいのか分からない。あとは県によっても事前に変更届とか

いろいろ提出していても、入札参加資格申請の都度、変更後の進捗に提出を求められたりするというごさいます。場合によっては、同じ地方公共団体の中でも部署や課によって仕様書とか契約書の条文が異なっているということも出ているということごさいます。

紙の話が出ているかと思ひますけれども、入札参加資格登録のときに、そのときそのときで用意しなければいけないということ、例えば登記簿謄本であるとか、決算書だとか、納税証明書、組合ですと定款というものがありますが、そういったものの提出を求められたりということごさいます。それで更新時期が違ってくるので、更新手続といったところでまた同じような手続があるということごさいます。

また、手続によって地元の中小企業者を活用してくれるとかを明確な意思表示してくれば対応できるということもあって、多少煩わしい手続も苦にならないということも中にはあったということごさいます。また、特に支障がないという声もあったということごさいます。

2点目ごさいますけれども、支障に係る具体の改善策ということごさいます、当然のことかと思ひますけれども、複数の県からは、書式、必要書類の統一ということごさいます。納税証明や資格証明の提出書類については、自治体間で情報共有が行えたらどうかということです。あとは与信調査のための添付書類は必要最小限でとどめたらどうかということごさいます。また、更新時期を合わせられるといいという声もあったということごさいます。

3点目ごさいますけれども、標準化・電子化による地方公共団体側のメリットとして考えられることごさいます。当然のことかと思うのですけれども、様式を統一したり、電子化することによって、事務処理の効率化につながって、職員の方々の負担が軽減されるのではないかとということごさいます。先ほど質問があったと思ひますけれども、受注者側の登録情報が場合によっては一元管理できるので、地方公共団体間の情報共有による利便性向上が図られるのではないかとこのころがあります。

また、効率的な調達手続が実現したりですとか、調達の透明性や公平性の確保ができたり、電子化によるペーパーレス化、先ほど大阪大学の片桐先生からお話があったと思ひますけれども、ビッグデータの活用といいますか、そういったところができるのではないかと。また、経費の節減が図られるのではないかとこのころが出ております。また、決裁期間が、場合によってはこういった電子化によって短縮につながるのではないかと

という意見が出ております。

4点目でございますけれども、デメリットとして考えられることでございます。これまでなかった項目の追加とか負担が増えることによって、十分な説明が必要になってくるのではないかとこのところでもあります。皆さん、同じ認識をお持ちかもしれませんが、電子化にアレルギーを持っている中小企業者が多いということもあるので、移行に当たって十分な説明ですとか、また、使う側に立った分かりやすい視点での制度化を望むという声が出ているということです。

あと、まだファックスでやっているところが多いということも忘れないでということをおっしゃったりもしております。場合によっては申請内容が今よりも増加するのではないかとこのところも出ています。

また、電子化に対応できない事業者の受注機会が喪失するのではないかとこのところ懸念も出ています。あとは、組合関係の事務局も電子化は進んでいるのだけれども、人材の育成といいますか、教育がまだまだということもあるので、そこを丁寧にフォローとか説明していったほうがいいのではないかとこのところ意見も出ています。制度を動かすことによっては、その視点でフォローといいますか、常に見直しをしていながら行うということが重要ではないかとこのところでもあります。場合によっては、アウトサイダーが増えたりして、地元中小企業の受注が厳しくなるのではないかとこのところおそれという意見も出ています。

あと、石油関係の業界で、災害の話をしていただいていたけれども、調達手段を標準化・電子化することによって、場合によっては、災害時において対応が困難になるおそれがあるのではないかと、災害時と平時の取引以外は大体調達先のことを考慮されていないという状況も、中には声が出ているということもございます。

その他の意見ということでございますけれども、組合は、認可をもって初めて組合となるのですけれども、さらに官公需適格組合というのは、官公需の受注を図る組合で、さらに国のお墨つきをもらうような形になっております。せっかく証明をもらったのだから、官公需適格組合について優遇策を設けてくれないかということもございます。また、業界の要望になるのですけれども、最低制限価格の導入ですとか、あと、地域貢献とか環境、障害者雇用をやっているところも支援をお願いしたいということ、入札参加資格の申請の間隔を2年から3年に延長したりということでもあります。

あと、業界によっては、SDGsとか、グリーンプリンティング認定とかそういった

ところ、仕組みができつつあるのですけれども、自治体にはまだ浸透していないのではないかという声もあったり、そういったところに加点される仕組みづくりを徹底してほしいということもあります。

あとは、ここで言うところではないと思いますけれども、今、価格がいろいろ上昇しているのです、そういったところを配慮してほしいという声があります。その辺も自治体の方も聞いているようでございますので、意見として申し上げさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。全国中小企業団体中央会様に御質問ございましたら御発言を頂戴したいと思います。

では、大脇先生、よろしく願いいたします。

○大脇構成員 九州大学の脇と申します。ありがとうございます。中小事業者さんの生の声を聞ける機会というのはほとんどなくて、すごく貴重な御意見をお聞きできたと思います。私がお聞きしたいのは、電子化とか標準化に対する「ハードルの高さ」の認識ですけれども、恐らくさっき出てきておりました官公需適格組合に入っておられるような事業者さんは、私が入札監視の仕事とかをしている関係上、そこで知る限りで申しますと、電子申請というのは結構小規模な自治体でも、簡単なものはやっていて、紙で入札というのは今はあまりないと認識しているわけです。中小事業者さんでも、「色々ハードルが高い」とおっしゃるところでも、さすがに「パソコンありません」というところは今ないと思うのですよね。

そういう意味では、かなり電子化というのは無意識的にでもなさっているのではないかと思うのですが、さらに標準化されて、大規模なシステムを導入するのはきついという、そういう認識でいいのか。あるいは思っている以上にそもそも電子申請自体、移行する段階でもう既にきついのだという事業者が結構いらっしゃるのか、どちらだと考えておけばよろしいですか。

○全国中小企業団体中央会 菱沼政策推進部長 ありがとうございます。今申し上げた官公需適格組合ですと、割とレベルの高いところが多うございますので、そういったところについては、こういった制度が変わりますよということであれば対応はできるのかなと思っています。今、国との契約、この方針などでも、スタートアップ企業といったところ、新規企業ということで、今、パソコンを普通に使えているということはあると思

うのですけれども、丁寧な周知といいますか、教育ではないですけれども、そういったところは、いずれにしても必要なのではないかとこのところ。何か事をやるに当たっては、施策周知はなかなか各団体とも苦労しているところでございまして、そういったところが浸透できるように、中央会ですとか、今回出ている団体の皆さんも、PRといいますか、そういったところをしていくのではないかとこのところでございます。

以上です。

○大脇構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

小暮様、何かありますか。お話がもし、何か発言がありそうでしたら。

○全国商工会連合会 小暮産業政策課長 先ほど申し上げましたように、小規模事業者がそもそも入札に参加するかどうかというところから考えると、小規模事業者にとっては、電子化、電子申請になったから何かというのはあまりないのかなと思っております。一方で、電子化というのはこれからは避けては通れないので、経済観念から申し上げますと、対応できない事業者はどんどん淘汰されていかなるを得ない。べきではなくて、淘汰されてしまうと。そうすると、行政が電子化というサービスを提供することによって、事業者さんも電子化やデジタル化というのは対応しなければいけないのだというふうに、ある意味、強迫観念ではないですけれども、そういった認識があれば、裾野を広げる意味でも少しずつデジタル化というのは浸透していくのかなと考えております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。勝手に指名いたしまして、すみません。

それでは、よろしいでしょうか。

続きまして、日本経済団体連合会、中嶋様、後藤様から御発表をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人日本経済団体連合会 中嶋統括主幹 本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。経団連の中嶋と申します。本日、民間企業の声我代表する形で、デジタルエコノミー推進委員会の後藤委員もご同席いただいておりますので、後ほどの質疑応答で、必要に応じて補足説明いただきたいと思います。まず、本日の配付資料に沿って、経団連の要望を説明させていただきます。

岸田政権の発足に伴い、2021年11月にデジタル臨時行政調査会が設置されて以降、経団連の十倉会長も参画する形で、まさに岸田政権の一つの核として、デジタル田園都市国家構想と並行してデジタル改革、規制改革、行政改革が進んでまいりました。

経団連では昨年4月、全会員、企業、団体に悉皆的なアンケートを実施し、非常に多岐にわたる要望を取りまとめ、政府等関係方面に提出、要望申し上げたところです。

地方公共団体における公共調達について複数の企業からいただいた様々な御要望を整理して取りまとめたものが資料1ページの上の枠でございます。

既にこれまでのプレゼンターの方もおっしゃっていましたが、入札参加資格を申請する際に、まず紙で申請書を取りに行つたうえで、印鑑登録証明、納税証明、履歴事項全部証明書、社会保険料納付済証明書等の必要書類を添付して郵送することが求められています。

入札参加資格を得た後も、許可証等の変更事項があれば、書面で変更届をしなければならぬため、多くの事業者から、手続全体を電子化すべきとのご意見が寄せられています。また、登記上の手続に使われる12桁の識別番号である会社法人等番号の既存のデータベースがあるわけですから、ぜひ有効活用し、データ連携によって必要書類の添付を不要とすべきではないか、という意見を提出いたしました。

こうした中、3月9日に規制改革推進会議の共通課題対策ワーキング・グループが開催され、まさにこの点について総務省が回答を公表されました。地方公共団体における調達関連手続の電子化・オンライン化が十分に進んでいない状況にあることから、総務省においては、地方公共団体に対して、標準項目の活用と併せて競争入札参加資格審査申請手続を電子化・オンライン化するよう促す旨、回答されたと認識しております。

こうした流れの中、要望としてお願いしたいことは、資料2ページにありますとおり、大きく3点になります。

まず、入札参加資格およびその認定に係る要件を、ぜひ共通化・標準化していただきたいと思います。今までは全国津々浦々バラバラであると、中小企業にかかわらず多くの方がそのように認識されていると思います。

2点目は、入札参加資格申請に必要な書類を可能な限り簡素化するというものです。この2つのポイントは、オンライン化以前に非常に重要なポイントであるBPR、業務改革に不可欠な点です。単にオンライン化するだけ、オンライン化を目的化することでは、恐らくユーザーの利便性が度外視した形となります。先ほど新経済連盟の伊藤副部長もおっしゃっていたように、UI、UXはどこに行ったのかということになりかねません。行政はぜひ、国民、住民、事業者、そしてイノベーションの担い手であるスタートアップも含む様々な方々の目線に立ち、この手続はいかに共通化・簡素化が必

要かという点に立ち返って、不断のBPRを徹底していただければありがたいと思います。

その上で3点目について申し上げます。デジタル重点計画や政府で閣議決定されているデジタル5原則に従い、手続をエンドツーエンドで、紙を途中で1枚も挟まない形でデジタル完結していただきたいと思います。また、これも新経済連盟の伊藤副部長はじめ、ほかの方も指摘されていた点になりますが、一度出した書類や情報をまた別の場所で求められることになると、事業者にとっては負担が相当大きいです。ワンスオンリーの実現をぜひ徹底いただきたいと思います。

総務省自治行政局には、いろいろな形でリーダーシップを取っていただいておりますが、ぜひ規制改革推進会議やデジタル臨調といった会議体と緊密に連携し、この3点を実現いただくようお願いいたします。

続いて、いただいたご質問について説明します。3ページでは、まず調達関連手続の現状や課題について説明します。繰り返しになり恐縮ですが、地方公共団体ごとに定められる入札参加資格の認定では、隣り合う県どうしで要件が全く違うというように、事業者の方を向いていないことがあろうかと思えます。したがって、有効期限も含め、きちんと標準化していただくことが必要と考えております。

また、事業者からは、地方公共団体ごとに申請期間や有効期限も異なると聞いております。私どもは1,740以上の自治体をつぶさに現状把握しているわけではございませんけれども、自治体によって1年8か月だったり、2年だったり、3年だったり、有効期間は異なると仄聞しております。例えば県境や基礎自治体を越境して調達や事業を行う際、民間事業者にとって非常に大きな障害、負担になっている現状がございます。

さらに、入札参加資格申請の必要書類の多さも地方公共団体ごとに異なります。この点は、既にこれまでのプレゼンターの方が現状分析として説明されたとおりです。したがって、こうした状況の中でたとえオンライン化しても、そもそもの手続のBPRが実現していない中で形式的に行うオンライン化は逆に弊害になる可能性もあります。ですから、BPRを徹底した上でのオンライン化、電子化をお願いしたいと思います。

経団連はスタートアップ振興にも非常に注力しております。まさに岸田政権の掲げる新しい資本主義実現の中で、いかにスタートアップを我が国で育てていくかが重要です。小規模事業者の方のお話も出ましたが、スタートアップの置かれている状況は全く同じといえます。数人しかおらず、いかにスピード感を持って事業を展開していけるかが問

われる中、必要書類の準備に大きな負担が強いられるというのは、スタートアップ振興、我が国の政策のありようという観点からも逆行するのではないかと危惧しております。

続いて、依然として残る書面・押印の要請について説明します。高橋滋先生には、規制改革推進会議において大変力強いご指導をいただきました。コロナ禍において、河野大臣のリーダーシップもあり押印の撤廃は相当程度進みましたが、事業者の方々にお聞きすると、地方公共団体の現場では、契約ごとに必要な書類一式を紙で用意し、押印して持参することで契約を取り交わすというケースがまだまだ多いと伺います。行政の窓口では、デジタル化、DXには依然としてほど遠い現状が見られるということでございます。

契約の誓約書については、地方公共団体ごとにいろいろな御事情があらうかと思いますが、セキュリティ規則や個人情報保護規則の遵守を目的として、各作業従事者個人による署名・押印が必要となる場合もあるというお声が届いております。ですから、こうした押印を真に一掃するという流れを、ぜひ推し進めていただきたいと思っております。

資料4ページでは、地方公共団体ごとに提出書類が異なる具体例ということで、我々が聴取した事例を示しています。例1と例2は都道府県単位、例3が市の単位です。例1の県では、登記事項証明書、財務諸表のコピー、委任状等の7点に対し、例2は本当に目が疲れてしまうくらい多くの書類を求められています。添付書類送付票から始まり、様式は任意と言いつつも事業者の方の支店（営業所）の場所が確認できる概略図および営業所管区域が記載されたものまで提出を求められるということです。スピード感を持って公共調達に対応しようとする事業者にとっても、また、イノベーションを起こそうとするスタートアップにとっても、相当な負担になっているという現状をお分かりいただけたらと思います。

資料5ページでは、こうした支障に対する改善策を申し上げます。繰り返しになりますが、1点目は入札参加資格やその認定要件の共通化でございます。案1から案3と書いているのは優先順位があるわけではなく、地方公共団体においてはいろいろな事情や特性があらうかと思っておりますので、何かフィットするものを採用いただいて、アジャイルに進めていただければという趣旨であり、並列の形でのサジェスションでございます。

案1について、基本的な入札参加資格要件を共通化し、全省庁統一資格のように1回の申請で全自治体にすべからく登録できる形の入札参加資格を国が認定する、というのは一つのアイデアかと思っております。

案2として、全省庁統一資格をもって調達参加資格を付与する仕組み、さらに、案3として、参加資格要件を共通化して国が点数化し、地方公共団体ではその点数を活用して入札参加資格のランク付けを行うといったアイデアも、事業者の方からいただいております。

地方自治の本旨は経団連もよく理解するところではありますが、新経済連盟・伊藤副部長も問題提起をされていたように、いわゆる2000個問題の発生を防ぐため、基本的には国と地方公共団体で緊密に協議、連携、コミュニケーションを取っていただきながら、国の認定結果を採用する形をご検討いただけないかと考えております。

(2)に挙げたのが必要書類の簡素化です。繰り返しとなり恐縮ながら、言わずもがな、デジタル原則を遵守して、エンドツーエンドでのデジタル完結にて申請を行えるようにすることが肝要です。

必要書類のうち、法人情報、納税状況、落札実績というのは、まず国や各地方公共団体で保有されていると思いますので、ぜひデータ連携して、ワンスオンリーの一環として提出を省略していただきたいと思います。

ご案内のとおり、デジタル臨調では現在、法人基本情報データのベース・レジストリの整備に向けた対応に着手されています。ぜひ中央省庁レベルだけではなく、全国で徹底してワンスオンリーを進めていただくようお願いいたします。

資料6ページでは、地方公共団体側のメリットを挙げています。これまで言及されたところとの共通もありますが、審査のための負担軽減、行政サービスをほかに振り向けることができるということ、契約に係る事務作業の負担軽減などが期待されます。ここに挙げたのは、いずれも紙であることによって発生する作業になります。先ほど指摘があった保管にかかるコストは資料には入っておりませんが、いずれにしても、紙が不要になることによって、自治体側も相当裨益することは想像に難くありません。

行政サービスの向上・リソース分配の最適化も可能となります。事務負担軽減により、例えば特色ある地域の活性化や地方創生といった、もっと本丸の政策にリソースを振り向けることができるのではと、直感的に思われるところでもあります。

また、標準化を通じて、地方公共団体ごとの規定に合わせた独自の契約事務ノウハウや、「全国一律ではないからこの作業をしっかり受け継がなければならない」といったことが必要なくなるため、先ほど同様、行政本来の事業活動にリソースを集中させるということが可能になります。ひいては、その地域にお住まいの住民の方々の、まさにウェ

ルビーイングにもつながると言っても差し支えないかと思えます。

留意事項として書かせていただいておりますが、地方自治においては基本的な契約内容・必要情報等は共通しているものの、標準化すべき部分と、どうしても自治体の判断に委ねるべきところは一定の線引きが必要かと思えます。別のプレゼンターからのご指摘がありましたように、丁寧なコミュニケーションで、事業者の方も含めて混乱を招かないようにすることが必要と考えます。

デジタル化のデメリットを示したスライドはなく、このページが最後になります。総務省からいただいていた資料では、例えば「システムの改修や標準化自体がコスト、課題」という認識を示された地方公共団体もあると聞いておりますが、これをコストと考えるのではなく、必要な投資と考えていただきたいと思えます。ぜひ総務省に音頭を取っていただき、まさに岸田政権が掲げるデジタル田園都市国家構想の実現にも資する取組として、地方の活性化、さらには、我が国の産業の競争力の強化にもつなげていただきたいと思えます。

ご案内のとおり、地方自治の本旨というものは、必ずしも申請に係る標準項目を独自に追加する形で発揮されるのが望ましいわけではなく、その地域に根差した行政サービスの実現に向けて、ぜひ独自性を発揮していただきたいと思えます。

利用者の声に耳を傾けていただき、ぜひユーザーに寄り添った行政サービスの実現をお願い申し上げます。

長くなりましたが、私からは以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思えます。日本経済団体連合会様に御質問ございましたらば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では、木村先生、どうぞ。

○木村構成員 非常に初歩的な質問をさせていただきたいと思えます。ご説明の最後に、自治体にとってのメリット、デメリットというお話をされましたが、今おっしゃったような簡素化、共通化、DX化によって、入札参加者が増えて、自治体にとってメリットになるし、企業にとってもメリットになるということはよく分かります。その一方で、もっと現実的なメリットとして、出発点として考えられるのが、まさに紙ベースで、自治体ごとにばらばらの状態であるというのが原始的な状態であるとすれば、さきほど理想的な姿としておっしゃった共通化、簡素化、DX化を徹底した場合に、どれだけコス

トが削減されて、どれだけ契約金額に跳ね返るのかというのを、お聞きしたいと思いません。要するに、そういうもろもろの改善がなされた場合に、競争性の問題は別として、たとえば一者応札を前提とした場合に、その企業が提案する金額に果たして跳ね返るのか、そういう金額的な調査があればぜひ教えていただきたいのですが、あるいは感覚的にでも契約金額に反映されるものなのか、教えていただければありがたいところです。

○一般社団法人日本経済団体連合会 中嶋統括主幹 木村先生、大変貴重な、また、大変難しいご質問をありがとうございます。我々自身が契約の実態に携わっているものではないので、もし可能であれば、後藤委員、感覚的にでもお答えいただけるようなところがございましたら、ご回答をお願いできますでしょうか。

○一般社団法人日本経済団体連合会 後藤委員 非常に難しいご質問ではあります。新しく自治体から受注しようとする際、個別様式の書類も数件であれば対応できますが、複数の、多くの自治体に展開していくような新しい事業を企画するときや、事業をスケールアップさせるときには課題を感じます。例えば、100か所の地方公共団体にそれぞれ対応しようとする、おそらく1自治体あたり1週間もあれば準備可能であったり、印刷代もたかが知れていると思うのですが、金額というよりは定性的なところのハードルが非常に大きいように思います。

○木村構成員 ありがとうございます。

○一般社団法人日本経済団体連合会 中嶋統括主幹 後藤委員、ありがとうございます。我々も定量的に申し上げられるところではないのですが、スタートアップの観点から補足させていただきます。先ほどスタートアップの事例を少し言及させていただきましたが、標準化によって作業工数が減ることで、スタートアップの本業に振り向ける時間、リソースが増えるということと言えます。定性的、感覚的な言い方で恐縮ですが、スタートアップに日々接している我々の立場からすると、よりよいサービス、また、よりよい金額、競争力につながるということは十分あり得るかと思います。

先ほども申し上げましたように、スタートアップは本当にリソースが不足している中で事業を展開しています。なかなか本当に悩ましいというところで、経団連としても何とかかけ橋になって進められるよう、マッチング機会の提供等の取り組みを進めております。スタートアップも小規模事業者であることには全く変わりありませんので、ぜひお含み置きをいただければと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、片桐先生、なにかございますか。

○片桐構成員 大阪大学の片桐です。貴重な御発表ありがとうございました。自治体ごとにあれだけ条項、書類が違うというのは、想像していたこととはいえ衝撃でした。地方の独自性を発揮しておられるという御説明だったと思うのですけれども、おっしゃられるように、入札に当たって必要な情報とか、確認しなくてはいけない事項というのは、実はそれほど大きく異なるわけでもなく、例えば、例1と例2で、どこがどう独自で違うのですかと言われると、別に独自性が発揮されているように見えないところも多いわけですね。

例2の自治体さんとかこれだけ増えてしまっているわけですが、何でこんなに増えるのかという疑問があります。その辺について、感覚的なものでも構いませんので、少し教えていただけるとありがたいです。

○一般社団法人日本経済団体連合会 中嶋統括主幹 片桐先生、ありがとうございます。まさに本質を突いたご質問かと思えます。ご質問を質問で返すようで恐縮ですが、我々自身も本当にその理由を知りたいと思っております。例1は関東の県、例2は近畿の県です。例えば例1の⑤は暴力団の排除に関する誓約書ですが、ここから読み取れるのは、恐らくはその地域において提出を求めるといった独自の事情があたりかと思えます。

片や、例2では、事業者の方の負担を考えると本当にこれだけのものが必要なのかという疑問があります。私自身も担当として、片桐先生と全く同じ疑問を持っております。また後藤委員に振ってしまうのですが、この件について、もし実際に調達の手続に携わられる中で何かおっしゃりたいことがあればお願いできますでしょうか。

○一般社団法人日本経済団体連合会 後藤委員 まさに、なぜこれだけのものが必要なのだろうかということは毎回感じる場所です。一方で、誰がこの問題に回答できるのかというと、根深い問題なのかなとも感じます。普段の業務では、指定されたとおりに進むしかないという意識で行っています。

○片桐構成員 でも、例2が近畿圏だということを伺って、何となく、ああ、なるほどねという感じはしました。これは別に全国一律、全部見たわけではないので、私の日々の業務との関係で感じていることですが、近畿圏は、実は、個人情報の使途、例えば部局間の横の流通が結構厳しく制限されていたりすることもあるのですよね。だから、窓口、例えば納税情報を別の課で使おうとすると、一々審議会を立てないといけないと

ということがあり得て、その結果、ユーザーから出してもらったほうが早いということなのかな。そういう細かなところがちょっとずつ積み重なってこうなっているのかなとは思いますが。

ちなみに、例えば例2は、「でも、暴排条例の誓約書は要るでしょう」と言ったら、「ああ、要りますね」となって、また追加されるのだらうと思います。すみません。ありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、また後で必要なことについては御質問を頂戴できればと思います。

続きまして、日本商工会議所、五十嵐様、亀井工業株式会社、三藤様から御発表頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○日本商工会議所 五十嵐理事・企画調査部長 日本商工会議所、五十嵐でございます。本日はせっかくの機会ですので、事業者の方から現場の声をお話しいただくことにしております。私は総論的なことを一言、二言だけ申し上げたいと思います。

日本商工会議所では、これまでも規制制度改革に関して意見、提言を行ってきておりまして、その中で、国や地方公共団体の調達関連手続について、デジタル原則の徹底を要望してまいりました。例えば、入札参加に関わる申請手続や様式の標準化、先ほど経団連さんも言うておられましたけれども、例えば様式の簡素化ももちろんですが、ワンズオンリーの徹底、さらには電子契約の導入、そして、それら全てのデジタル完結の促進といったことです。併せて、理想的には、一つの電子手続プラットフォームを構築していただいて、その活用が望ましいわけですけれども、まずは都道府県単位で共同できる電子申請システムに域内の全自治体が参加するということを目指していただければと考えております。

時間は限られておりますので、これから先は、日本商工会議所のまちづくり関連の委員長をお務めいただき、また茅ヶ崎商工会議所の会頭企業であります亀井工業株式会社、その中で調達関連手続を担当されている三藤様からお話をいただきたいと考えます。よろしく願いいたします。

○亀井工業株式会社 三藤課長 亀井工業株式会社営業本部で課長をしております三藤と申します。亀井工業は、湘南茅ヶ崎の地で創業130年を超えます。土木建築を主に生業としており、技術者30名ほどで、神奈川県内を中心に工事を請け負う、いわゆる地場ゼネコンです。私からは、神奈川県内の事例を中心に地方公共団体の調達関連手続に関

する課題と、それに対する改善要望を述べさせていただきます。

要望事項①、電子入札共同システムへの一元化。まず、電子入札共同システムに域内の全ての地方公共団体が参加していないという課題があります。全国、他の地域でも同様かと思いますが、私どもの身近な例として、地元神奈川県のエリアについて申し上げます。神奈川県には、かながわ電子入札共同システムがあり、県と28の市町村、県内広域水道企業団が参加していますが、横浜市、川崎市などの電子入札共同システムに参加していないのが独自の入札システムを保有する地方公共団体や、真鶴町、山北町などの電子入札共同システムに参加せず、電子入札に対応していない地方公共団体もいます。全国、他の地域でも同様ですが、事業者が一括して申請できるよう、まず地方公共団体には、電子入札共同システムに参加していただきたいと考えます。

要望事項②、標準化、デジタル完結、ワンスオンリーの徹底。次に、標準化、デジタル完結、ワンスオンリーの徹底がなされていないという課題があります。かながわ電子入札共同システムでは、入札参加資格申請、入札公告の閲覧等がオンラインの共同窓口で行えるものの、全てがデジタルで完結しているわけではなく、別途、郵送やファクス等が必要です。

そして、共同窓口への提出書類以外にも、各地方公共団体に独自の必要書類を出さなければならず、また、納税証明書、印鑑証明書等の必要書類の要否は各地方公共団体によって異なるなど手間がかかります。特に、入札参加資格の更新や本店所在地、代表者等の変更に伴う入札参加資格の変更申請の際は、変更届申請書や登記簿謄本等を各地方公共団体へ別々に送る必要があり、非常に煩雑です。これらは他の地域でも同様の手続があると聞いております。

政府が掲げるデジタル原則にのっとり、入札参加資格申請に関する手続、様式を標準化するとともに、申請や申請書類の提出がデジタルで完結できるようにしていただきたいと考えます。また、納税証明書、使用印鑑届など、既に一度行政機関に提出した情報については、電子入札共同システム上で共通に利用可能となることによって、何度も提出が求められることがないよう、ワンスオンリーの徹底もお願いしたいと考えます。

要望事項③、電子契約の導入促進・押印廃止の徹底。電子契約の導入が進んでいない、押印廃止が徹底されていないという課題があります。入札以降の契約、請求、支払等の手続は紙で行われることが多く、電子契約についても導入している地方公共団体はまだ少なく、紙で契約している地方公共団体が大半です。電子契約が導入された国交省や一

部の地方公共団体では、手続が容易になっているという印象がありますし、電子契約では、印紙税の納付が不要というメリットがあります。また、押印が必要な手続については、かなり減ってきたという実感がある一方で、担当部署、出先機関によって、押印の有無については判断が分かれることが散見されます。

こうしたことから、民間と民間の間では、電子契約が浸透しつつあることもあり、地方公共団体等でも電子契約の導入を推進していただきたいと考えておりますし、また、繰り返しとなりますが、押印廃止は徹底していただきたいと思っております。

地方公共団体へのメリット、調達関連手続の標準化・電子化を進めることについては、民間だけでなく、地方公共団体にもメリットがあると考えております。例えば、業務効率化や担当職員の負担軽減、書類保管のスペースの削減、情報の共有化などがまず挙げられるのではないのでしょうか。また、デジタル化について、物理的な接触機会が減少するため、入札における公平性がより一層向上するというメリットもあろうかと思っております。

留意すべき事項。最後に、前回の会議において、委員の方からは、地域の事業者にとって、いろいろな地域に参加しやすくなるということはライバルが増えるということで望ましい状況ではないのではないかと御指摘があったと承っております。地方公共団体では、地元事業者を優先して、発注する取扱基準を定めている場合が多いです。例えば、私どもの会社がある茅ヶ崎市では、競争性が確保されているという大前提の下、茅ヶ崎市内事業者の優先発注に関わる取扱基準があり、1、原則として、市内事業者の選定を優先する。2、例外的に技術者の難易度が高く、市内事業者のみでは対応できない、競争性が確保されない場合は、準市内事業者、県内事業者、県外事業者の順に対象を拡大すること。3、さらに受注者に対し、下請調達等においても、市内事業者に優先的に発注するよう（要請ベース）などが明記されています。つまり、域外の事業者が参加できる入札は、地元事業者では対応できないような入札である場合も多く、したがって、地元事業者にとって、今のところはマイナスの影響はほとんどないのではないかと感じております。また、地元事業者が優先するかどうかは、入札参加申請をどう審査するかという中身の議論であって、手続や様式の議論とは別と考えます。

私からの発表は以上でございます。貴重なお時間、ありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思っております。日本商工会議所様に御質問等ございましたら、御発言頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

神奈川の事例は、とても先進的だとは思いますが、ほかでもこういう共同入札のようなシステムを立ち上げている地域はあるのでしょうか。御存じであれば教えてくださいと幸いです。

○日本商工会議所 五十嵐理事・企画調査部長 関東ですと、東京、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、ほとんどのところが電子入札の共同システムを導入しておられます。

○高橋座長 そうですか。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。何かあれば御質問頂戴したいと思います。いかがでしょう。

○片桐構成員 すみません。いいですか。

○高橋座長 はい。では、片桐先生。

○片桐構成員 ありがとうございます。すごく細かいことですが、せっかく事業者さんがいらっしやっているので、現場のお声を伺いたいなと思っていたところですが、2点あります。1点目は、非常に細かいことですが、この間、コロナ以降、押印の省略というのが話題になって、全国的にも進めましょうということで進められてきたと思います。私も様々な場面で省略されてきたなという実感があるのですが、なお、自治体によってはよく分からないことで押印が求められて、その日、判子を持っていなかったりすると後で速達でやってきたりするというのに直面しておりまして、戸惑っているところでは。

そういう流れの中で、ここに押印が漏れていますとか、押印がないので受け付けられませんみたいにしてやり取りをされている場面もあるのではないかと思います。このときにこの押印は本当に必要ですかみたいな、そういう現場の声を、窓口で押印が必要だと言われたときに、その押印、要りますかと問い直して、業務が改善していくみたいなことはあるのか、ないのかというのが1点、気になったということです。

それからもう一つは、今、web会議の画面でしか見ていないのですが、どこかのところで、様式の共通化というお話があったかと思うのですが、デジタル化したほうがよさそうなことが数ある中で、でも、それは全部一緒にはできないので、どこか1点集中主義で、まずここから始めようみたいな発想になることもあり得るかなと思うところでは。

その際、法律だとか法令というのを改正してやるという発想を取ったときに一番簡単なのは様式の統一が一番、やりやすそうだし、という発想もあり得るかなと思うのですが、この様子をまず整えて、それを梃子にして順次デジタル化を促していくみたい

な戦略についてどう評価されますかという2点です。すみません。お答えいただければと思います。

○日本商工会議所 五十嵐理事・企画調査部長 2番目は、先に私からよろしいですか。最初の質問は三藤さんにお聞きしたいと思っています。

様式につきましては、まず、入力すべき事項そのものを減らすというのがまず1点目。その上で、様式を統一するという言い方をしましたけれども、要するに、必要なものを同じにすること。別に、同じ書式にしるということではなくて、何らかの形でコンピューターを通じて、同じデータさえ入っていれば、データさえ入力されていればいいと思うので、様式の標準化というのは、書式の全く同一化ということの意味していないのだと思います。入力すべきデータの項目を同じにしてほしいということだと考えていただければよろしいかと思います。

○片桐構成員 ありがとうございます。

○亀井工業株式会社 三藤課長 では、押印の件で、お答えさせていただきます。我々、受注産業でございますので、発注者様に、これは必要ないのではないかとするのはなかなか言いづらい面も正直ありまして、本音を言えば、必要ないのではないかと思うことを軽く伝えたこともあります。そうすると、例えば発注者様では、「それがルールなので」みたいなことを言われてしまうと、なかなかそれ以上はできないということがあるので、基本的にはないという考えがいいのかなと思います。

○片桐構成員 分かりました。ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。これで本日の御発表、一通り頂戴いたしました。

それでは、全体を通じての意見交換に移りたいと存じます。どなたからでも結構でございます。どうぞ御自由に御発言頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、石川先生、どうぞ。

○石川構成員 ありがとうございました。非常に勉強になりました。経団連様の資料で、調達手続に関わる要望を3つ挙げられていたのですけれども、共通化、簡素化、ワンスオンリー、これについて伺いたいのは、多分大規模な企業だと、実現可能性も高く、その通りだろうということを理解しましたが、一方で、特に小規模の団体様、中でも伺いたいのは小暮様、菱沼様に、この3つの要望についてはどのように、小さな地場産業と

どうか、地場企業様はどうお考えになられるのか。これは三藤様にもお伺いしたいと思っていたのですけれども。実は私、先日、ある自治体において、DXと監査についての講演をさせていただいたときに、自治体のご担当者から、押印の依頼がありました。押印を省略する傾向があるので、珍しいケースと思った次第です。この3つの要望を仮に進めた場合にどのようにお考えになられるかについて教えていただければと思います。

○高橋座長 いかがでしょう。順番に。

○石川構成員 大規模な企業様は、この3つの要望についてはもう同意されているのだろうと理解しております。比較的小さな規模の企業様だと、この3点を進めることへの抵抗感みたいなことはあるのかどうかをお伺いします。

○高橋座長 では、お願いします。

○全国商工会連合会 小暮産業政策課長 全国連の小暮です。抵抗感というところはすごく難しい御質問かなと思っております、小規模事業者の実態を少しでもお話しさせていただきますと、日本全国の事業者、経営者の年齢層が上がっているというのは御承知のとおりだと思いますし、小規模事業者もそれに全く同じ状況です。経営者の平均年齢は70歳近くになってきているというのが実態です。ですので、デジタルに関しての一定程度の拒否感、拒否反応というのはあろうかとは思っております。

ただ、一方で、国で進めているデジタルという部分と、国際競争力がデジタル化対応しないと、どんどんなくなっていくというのは事業者さんも肌感で分かっておりますし、多くのものが今、パソコンではなくて、スマホで完結というほうになっております。ですので、そこは対応していかざるを得ない、アジャストしなければいけないというのが私どもとしての支援者側の立場でおります。

デジタル化というところ、ワンスオンリーの実現ですとか、経済連さんがおっしゃっていたことは、私どもとしては、本当に進めていかなければいけないのかなと考えております。簡単ですが、以上です。

○石川構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 では、続けてお願いいたします。

○全国中小企業団体中央会 菱沼政策推進部長 中央会の菱沼でございます。抵抗感について、官公需ということなので、全ての企業、組合がそれを目指しているわけではないのですが、官公需を取ろうという意欲があるところは、こういった経団連が出している要望に合わせようといえますか、仕事を取っていくのだったら変わらなければいけない

というところはあるというところですよ。例えば、今、法律条項で決まっていたりする内容であれば、労働法でもそうですし、対応しなければいけないというところに合わせるというところがあるのですけれども、そういったところを丁寧に、どこが変わったとかそういったところを周知して、対応していただく。移行期間ではないですけれども、インボイスの導入もそうだと思いますけれども、そういった配慮が必要だと感じているところでございます。以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

片桐先生、手が挙がっていますが。

○片桐構成員 先ほどから、各団体さん、それから、事業者さん、皆さん、要するに、書類に係る、工数だとか人数だとかの人工がかかっている、その部分がコストになっているという共通の認識があって、それがデジタル化でワンストップで、書類とかもその情報のフローが一元化されて、その情報がいろいろな場面で使うことができればいいのかという、そういう基本的な御趣旨の御発言が多かったかなと思うのですけれども。これはどなたに聞いていいのかよく分からないので、高橋先生に伺うのが一番いいと思うのですが、いつも思うのが、今から20年近く前に、オランダから始まってドイツも取り入れたのですけれども、規制影響評価の関係で、紙の書類を1個作成するのにコストがどれぐらいかかるかということを知って、そのコスト自体の削減目標をKPIで立てて、削減を図るという試みを制度化してやったヨーロッパの国々があると聞いています。

このやり方のポイントは、結局、紙の書類をつくる時のコストを把握したということにあると私は理解してまして、これって何か標準的なコスト算定手法というのはないのでしょうか。日本では、結局やろうとしたけれども、できなかったという理解でよかったですかということを知りたいのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋座長 行政手続コスト削減の作業は1回実施しました。標準的な手間を概算し、それから、各作業の削減をお願いして、何万時間減らそうという作業を実施したことがあります。それが人件費に跳ね返ると何百億円になるという作業を1回行いました。

一つ大きな試みだったと思うのですけれども、大まかな計算しかできませんでした。新しく横串を通したという点では意味があったのですが、さらにもう1回実施しようという話にはならなかった。こういう話ですね。1回、一応は行政手続コストを何百億円削減しましたということは行いましたけれども、さらに継続的に作業を実施しようとい

う話にはならなかったという、こういうことです。

○片桐構成員 そのときのコスト計算というのは人工で把握したのですか。それとも、もうちょっと定性的にですか。

○高橋座長 実際、手続にこのぐらいの分がかかって、それが削減されることによって何分省略された。それを平均の労働単価で掛けるやり方をしました。非常にざっくりとした計算方式でした。

○片桐構成員 ありがとうございます。ちなみに、ドイツはこれで独立機関をつくって、連邦政府レベルではコントロールして、継続的にやるということにしてきたわけですが、それでも、それはさておき、企業さんではどういうふうにコスト算定されているのですか。

○高橋座長 これは経団連様、いかがでしょうか。

○一般社団法人日本経済団体連合会 中嶋統括主幹 今、片桐先生のご質問に責任を持ってお答えできる正確な解がないのですが、後藤委員、お答えになれる範囲で何か直感的にございますか。すみません。さっきから振ってばかりで申し訳ないのですけれども。

○一般社団法人日本経済団体連合会 後藤委員 直接的な回答は難しいですが、現場レベルでは、残業して対応しているというのが実情です。

○高橋座長 助け船を出すようですが、意識的に作業をしようとする、それ自体かなりコストをかけないと出てきません。これをやってくださいと言うのはなかなか難しいかなという気がします。ヨーロッパなども、アメリカもそうですけれども、ざっくりしたものでいいという考え方があるのですが、日本の場合、厳格に計算しないとというところが、国民性もあって、概算では許容されない。そこで、日本では1回は実施して、それなりの成果を出したけど、それ以上、やりましょうという話にはならなかったという、そういう話だと思います。

○片桐構成員 ありがとうございます。何が言いたいかという、結局、標準コストみたいなものが見える化される必要があるのではないか、ということです。先ほどの木村先生の御質問に関わるかと思っていて、標準コストみたいなものが見える化されると、実際にそれがどれだけ反映されたかというのはさておき、目標値としては出しやすいというところがあるかなと思っています。書類を持っていく、あるいは作成するということ自体、あるいは提出しに行くとか、印鑑を押すということ自体は、専門的な技能が必要な作業ではないわけですから。そうすると、大体バイト代プラスアルファぐらいでもいけるのかなという気もしなくもなく、その辺の何か目安みたいなものがあると

よっと進めやすいのかなと思った次第です。私の思いつきで申し訳ないです。

○高橋座長 残業時間みたいなものを、仮にどこかで、こんな手続に残業時間、何時間かかりましたみたいなものが出てくれば見えやすいという話はあるとは思いますがね。

○片桐構成員 そうだと思います。結局、把握されないと、その分だけメリットも実感できないというところもあるかなという、そういう問題提起です。ありがとうございました。

○高橋座長 事務局、手が挙がっていますけれども。

○田中行政課長 行政課長です。今日御発表いただき、ありがとうございます。非常に現場の問題意識がよく分かったのですけれども、一つ御質問ですが、今日お伺いしてまして、ほぼ共通しておっしゃっていたのが、手続とか様式、必要書類について統一していくことの必要性というのは、ほぼ、皆さん共通だったなと思うのですけれども、一つ、ニュアンスの違いを感じたのが、発注条件、発注要件です。特に、地域要件とか地域貢献度とか、そういったことについては、ニュアンスの違いを感じようと思ったのですけれども、ボーダーラインとして、例えば入札参加資格については共通化すべきとか、国が決めたものをそのまま使えるようにすべきとか、全団体共通の入札参加資格にすべきという意見がありましたが、私の承知している限り、入札参加資格については、客観的な指標で捉えられるものだけではなくて、例えば地域における実績をそれぞれの地域における業種の状況を踏まえて、割ときめ細かくしていたりするところもあるなという認識を持っています。そういった点に関し、商工会連合会さんと、それから、日本商工会議所さんと、中小企業団体中央会さんに入札参加資格の統一についてのお考えをお伺いしたいので、よろしくお願いします。

○全国商工会連合会 小暮産業政策課長 全国商工会連合会の小暮です。入札参加資格の共通化というところについて、先ほど事務局の方がおっしゃっていた、いろいろな方法があるというのは、私ども把握しているところです。地域要件とか、地域貢献度というのも、先ほど私は加点と申し上げましたけれども、やっていると。それを共通化するというのはなかなか難しいかと思うので、その前段の共通化というのですかね。基礎要件といえますか、そういったものは共通化する。プラスアルファ部分というのは、これはシステム上、できるか分かりませんが、入力できるような柔軟性を持たせておいて、そのプラスアルファ要件を使う行政はそれを踏まえた上でやればいいですし、基礎要件だけでチェックする行政はそれだけやればいいということは考えられるかなと思

っております。

ただ、私どもの立場としては、今まであった地域要件というのを、デジタル化ですとか、統一化することによって、排除するというのはやめていただきたいなということを思っております。私どもからは以上です。

○日本商工会議所 五十嵐理事・企画調査部長 それでは、日本商工会議所、五十嵐です。今、小暮さんのお話にあったのと同じですけれども、全て同じにするというか、全部1回で済むということではなくて、基礎的な情報は、1回で、ワンスオンリーで済むということを希望しているということが実態です。以上です。

○全国中小企業団体中央会 菱沼政策推進部長 全国中央会菱沼でございます。お二人の意見とほぼ同じですけれども、どうしても地域貢献とか、例えば環境とか、障害者雇用とか、ワーク・ライフ・バランスとかいろいろあると思うのですけれども、まずは基礎的なものは基礎的なものとして、共通のものを上げるというのがよろしいのではないかと思います。その先に、実際、発注要件とかその辺が出てくればそういったところを考慮に入れてほしいというのが願いなのかなと思っておりますので、意見として申し上げます。以上です。

○田中行政課長 ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、時間の関係で、最後となりますが、小西先生、お願いしたいと思います。

○小西構成員 ありがとうございます。今日は大変貴重な生の声をお聞かせいただいて、本当にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

2点お聞きしたいのですけれども、1つ目は、経団連様にお伺いしたいのですが、いろいろな書類等を簡素化してほしいという点と、それから、統一化してほしいという点がございました。まず簡素化についてお尋ねしたいのですが、そうしたことをした場合に、自治体側からすると何かあったときに困るということがあると思います。それを恐れて、非常に慎重にいろいろな書類を求めているのだと思います。それを簡素化すべきということは非常によく分かるのですけれども、であるとすると、もし何か起こした場合、実際、世の中に起きている、いろいろな事件、そうしたときにもっと厳罰化すべきではないかという意見がありますね。つまり、事前のそういうことではなくて、事後に厳しく処断すべきではないかと。これについては、経団連様はどうお考えなのかという点を教えていただければと思います。

2点目は、先ほどの行政課長の質問とかぶるといふか、同じ問題意識ですが、このように手続面の統一化というのは、私は税の分野ではすごく主張しているのですが、地方自治の本旨はそこで勝負すべきではないということは書いたりしているのですが、その上で、実際そうしたことをやっていく中での地元企業等への配慮ということになった場合、もっと随契をやりやすくしたらいかかということをお考えかというのを私はアイデアで思っているのですが、これについてどのようにお考えか。特に商工会の皆様方がどうお考えか教えていただければと思います。以上です。

○高橋座長 では、それぞれお答え頂戴したいと思います。

○一般社団法人日本経済団体連合会 中嶋統括主幹 経団連の中嶋でございます。小西先生、貴重なご指摘、ご質問をありがとうございました。

○小西構成員 ありがとうございます。

○一般社団法人日本経済団体連合会 中嶋統括主幹 大変ありがとうございます。確かに要望のところ、必要な書類の簡素化等について申し上げました。我々の期待としては、総務省自治行政局が音頭を取るような形で進めていただけないかと考えております。先ほど申し上げたことも重複しますが、経団連内のコミュニケーションを通じて、必要書類に関する様々な自治体のご事情があることは我々も理解しております。どうして古いものがあるのかという、ローカルルール過去の経緯といいますか、蓄積というのもおありだと思います。

一方で、まさに昨日もデジタル臨調の作業部会で示された資料では、規制、法令、通知・通達の手続2万件のうち、半分が実際には使われていないものだそうです。要するに、必要かどうかをずっと問わないまま、時代の要請が変わったにもかかわらず、戦後からのローカルルールが残存して、それを誰も疑問視せずにいたという状況です。先ほど事業者の方もおっしゃっていましたが、企業としてルールに従うのは当然のことですので、行政の窓口でこれがルールですからと言われたら、それは従わざるを得ないという事情は拝察いたします。

ですから、技術的条件も含めて、まず国でよく各地方公共団体との連携を図っていただきつつ、ぜひ総務省に音頭を取っていただきたいと思います。

また、厳罰化について、事業者の立場としては自ら求めるということはありません。ただ、一般論として申し上げれば、コンプライアンスの強化という観点から、ルールに従わない者が罰則規定の強化を受けるということは致し方ない、と私たち事務局は考え

ております。以上です。

○小西構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 では、次、お願いいたします。

○全国商工会連合会 小暮産業政策課長 全国商工会連合会の小暮です。随意契約についての御質問をいただいていたと思うのですが、小規模事業者の立場から申し上げますと、随意契約の枠が広がったり、行政からやっていただくというのは、むしろウェルカムのことかなとは思っております。ただ、一方で、先ほど、片桐先生が公共性、公表性というところの部分の御指摘があったと思うのですが、そういった側面から見るとなかなか難しいのかなと言わざるを得ないのかなと。これは、1点目は小規模事業者はありがたいというのが本音で、2点目のところは私の個人的な意見ですが、今の世の中の的には少し難しいのかなというのが正直なところですが、簡単ですが、以上です。

○小西構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も参りました。本日はこの辺りで議事を終了させていただきたいと思っております。

最後に次回、第11回について事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○渡邊理事官 本日は、皆様、御出席をいただき、報告を賜りまして、誠にありがとうございました。改めて感謝申し上げます。今後の議論に反映させていただきたいと思っております。

次回、第11回につきましては、4月下旬に開催を予定しておりまして、その場において、ベンダー事業者の方から、システムの技術的なこと、そういったところの意見を聴取させていただきたいと思っております。

詳細については追って御連絡させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○高橋座長 議事運営に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。また、貴重なお話を頂戴しまして、私からもお礼を申し上げます。

本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。失礼いたします。